

元水管第217号

令和元年6月4日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第317号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

農林水産大臣 吉川 貴盛

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

(中央北極海公海における魚類の採捕の禁止)

第七十八條 中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定第一条(a)に規定する協定水域においては、魚、甲殻類及び軟体動物の種に属する水産動物(海洋法に関する国際連合条約第七十七條4に規定する定着性の種族であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものを除く。)を採捕してはならない。

(罰則)

第百六條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十七條、第十八條第一項、第二十七條、第二十九條(第三十條において準用する場合を含む。)、第三十四條第三項、第三十五條、第三十七條第二項、第四十二條第三項、第四十三條、第四十四條第二項、第四十六條第三項、第四十七條、第五十七條第五項、第五十九條、第六十條、第六十五條、第七十條、第七十一條第三項、第七十二條、第七十五條、第七十八條から第八十條まで、第八十一條第一項、第八十三條第一項、第九十一條、第九十一條の二から第九十一條の四まで、第九十二條、第九十七條、第九十九條又は第百三條の規定に違反した者
- 二 (略)

2 (略)

別表第二(第十七條關係)

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
沖合底びき網漁業	一 (略) 二 次に掲げる海域(前号口からルまでに掲げる海域と重複する部分並びに漁業に関する日

第七十八條 削除

(罰則)

第百六條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十七條、第十八條第一項、第二十七條、第二十九條(第三十條において準用する場合を含む。)、第三十四條第三項、第三十五條、第三十七條第二項、第四十二條第三項、第四十三條、第四十四條第二項、第四十六條第三項、第四十七條、第五十七條第五項、第五十九條、第六十條、第六十五條、第七十條、第七十一條第三項、第七十二條、第七十五條、第七十九條、第八十條、第八十一條第一項、第八十三條第一項、第九十一條、第九十一條の二から第九十一條の四まで、第九十二條、第九十七條、第九十九條又は第百三條の規定に違反した者
- 二 (略)

2 (略)

別表第二(第十七條關係)

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
沖合底びき網漁業	一 (略) 二 次に掲げる海域(前号口からルまでに掲げる海域と重複する部分並びに漁業に関する日

(略)	<p>本国と大韓民国との間の協定（以下この号において「協定」という。）第一条の協定水域のうち、大韓民国の排他的経済水域の最南端の緯度線以北、協定第七条1に規定する線、協定第九条1の（8）の点から（16）の点までを順次に直線で結ぶ線並びに同条2の（1）の線、（2）の線及び（3）の線から成る線以西の水域（協定附属書Ⅱの3の（1）の点から（3）の点までを順次に直線で結ぶ線より北西側の我が国排他的経済水域を除く。）を除く。）における沖合底びき網漁業の操業は、それぞれ次に掲げる期間内においては、禁止する。</p> <p>イムム（略）</p> <p>三六（略）</p>
(略)	<p>本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）第一条の協定水域のうち、大韓民国の排他的経済水域の最南端の緯度線以北、協定第七条1に規定する線、協定第九条1の（8）の点から（16）の点までを順次に直線で結ぶ線並びに同条2の（1）の線、（2）の線及び（3）の線から成る線以西の水域（協定附属書Ⅱの3の（1）の点から（3）の点までを順次に直線で結ぶ線より北西側の我が国排他的経済水域を除く。）を除く。）における沖合底びき網漁業の操業は、それぞれ次に掲げる期間内においては、禁止する。</p> <p>イムム（略）</p> <p>三六（略）</p>

## 附 則

この省令は、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の効力発生の日から施行する。

# 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正案について

令和元年6月  
水産庁国際課

## 1 改正の概要

我が国は、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定（以下「北極協定」という。）について平成30年10月に署名し、令和元年第198回通常国会において同協定について国会承認し、締結に必要な手続を行っている。本改正省令は、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）を改正し、北極協定の締結によって我が国が課される協定上の義務を履行するためのものである。

## 2 背景・経緯

### （1）協定の背景・経緯

- （ア）北極海中央の公海部分では、現在、我が国を含め、どの国によっても漁業活動が行われていないが、近年、氷結している範囲が減少し、漁業活動が行われる可能性が増大している。
- （イ）このため、漁業活動が無規制で行われることを防止するための枠組みを、北極海の沿岸国と漁業活動を行う可能性がある国・地域で構築すべく協議が行われてきた。
- （ウ）協議は、平成27年（2015年）12月から行われ、平成29年（2017年）11月に大筋合意に至り、平成30年（2018年）10月に署名が行われた。
- （エ）我が国は、令和元年（2019年）5月に国会の承認を受けた。
- （オ）協定の発効は、交渉に参加した全ての国・機関（10か国・機関）が締結に必要な手続を終えた後となる。

### （2）協定の主な内容

- ① 暫定的な資源管理措置  
将来的に締約国会合で資源管理措置を定めるまでは、各締約国は自国漁船による商業的漁獲及び試験的漁獲を許可しない。
- ② 科学的調査等における協力  
協定の効力発生から二年以内に科学的調査等に関する共同計画を作成し、関連データ等を共有する。
- ③ 今後の取組  
将来的に協定に基づく地域漁業管理機関の設立交渉を開始するかどうかを検討する。

## 3 改正内容

当面の間、協定水域における商業的漁獲を禁止するため、指定省令第78条に、協定水域における漁獲を禁止する旨定めた条を新たに追加する。併せて、当該禁止措置を担保するため、罰則を追加する。その他、所要の改正を行う。

## 4 スケジュール

- 令和元年6月3日 パブリックコメント開始
- 令和元年6月4日 水産政策審議会諮問
- 令和元年7月上旬 公布
- 令和元年7月下旬 施行

# 協定水域図

